⑭　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いが可能な工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⑮　本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取組」の試行運用について』（H18. 5.16国九整契第51－２号他）に基づき、入札説明書別紙１「低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項」により、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⑯　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。

なお、モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。

⑰　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。

なお、ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。

⑱　本工事は、遠隔地からの建設資材等の調達に係る費用について、調達の実態を反映し契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である。

⑲　本工事は、遠隔地からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である。

なお、以下の遠隔地から労働者を確保するために要する費用を変更対象とする。

イ）共通仮設費：共通仮設費率に含まない費用（宿舎等に要する費用）

ロ）現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用並びに賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）

⑳　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である（詳細は入札説明書による。）。

㉑　快適トイレの設置　本工事は、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

㉒　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。

㉓　本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休２日促進工事（受注者希望方式）である（詳細は現場及び技術に関する説明事項による）。

㉔　本工事は、４週８休以上（現場閉所率28.5％（８日／28日）以上）を前提に補正係数1.05により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、４週８休に満たない場合、以下の①又は②の現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、４週６休に満たない場合及び工事着手前に週休２日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休２日の取組を希望しない場合を含む）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

①　４週７休以上４週８休未満（現場閉所率25％（７日／28日）以上28.5％未満）　補正係数1.03

②　４週６休以上４週７休未満（現場閉所率21.4％（６日／28日）以上25％未満）　補正係数1.01

㉕　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である（詳細は現場及び技術に関する説明事項による。）。

㉖　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

㉗　本工事は、情報共有システムを利用した工事関係図書等の効率化、電子納品等を行う試行対象工事である。（発注者指定工事）

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　九州地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑸　平成17年度以降に、元請けとして完成し、引き渡しが完了した次に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績（民間の施工実績を含む）を有すること（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。（新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた一時中止措置等を行ったものに限り、申請時点で完成していない工事も実績として申請できるものとする。）

同種工事とは、以下の㋐の要件を満たす新築又は増築（増築にあっては増築部分）工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）とする。

㋐・建物用途　事務所・庁舎又は類似施設
・構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
・階数　地上２階建以上
・規模　延べ面積　1,000㎡以上

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちの１社が、上記㋐の要件を満たす同種工事の施工実績を有していればよい。

なお、共同企業体のその他の構成員は平成17年度以降に、元請けとして以下に掲げる同種工事の実績を有すること（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。（新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた一時中止措置等を行ったものに限り、申請時点で完成していない工事も実績として申請できるものとする。）

ただし、下記実績は同一建物の工事であること。同種工事とは、以下の㋑の要件を満たす新築又は増築（増築にあっては増築部分）工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）とする。

㋑・建物用途　事務所・庁舎又は類似施設
・構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
・階数　地上２階建以上

㋐及び㋑の建物用途において同種工事として認める、類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（教室及び実験室を除く。）の合計面積（これらに付属する共用部分を含む。）が、申請する建物の延べ面積の１／２を超える建物。また、複合用途建築物については、同種工事として認める建物用途部分が同種工事として求める建物規模以上ある建築物については、同等の施工実績があるものと見なし、同種工事として認める建物用途の部分が全体の過半を占め、かつ全体が同種工事として求める建物規模以上ある建物についても、同等の施工実績があるものと見なす。